⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再確認を受けた者を除く。

⑸　施工実績　平成13年４月１日以降に、元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。

なお、「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件としたものである。また、据付も同様である。

ただし、経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。）

①　同種工事とは、「ポンプ設備（ポンプ口径800㎜以上）を製作・据付した工事」とする。

②　当該実績が各地方農政局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　配置予定の技術者の状況　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作・現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えない。

①　監理技術者にあっては、次のいずれかの資格を有すること。

ア　技術士（機械部門、総合技術監理部門（機械）

イ　請負代金の額が4,500万円以上の機械器具設置工事で２年以上の指導監督的な実務経験を有する者。

ウ　国土交通大臣特別認定者

②　主任技術者にあっては、次のいずれかの資格若しくは経験を有すること。

ア　技術士（機械部門、総合技術監理部門（機械））

イ　指定学科（機械工学又は電気・電子工学に関する学科）を卒業後、「高等学校（旧制実業高校を含む）５年以上、高等専門学校（旧制専門学校を含む）３年以上、大学（旧制大学を含む）３年以上」の機械器具設置工事の実務経験を有する者

ウ　10年以上の機械器具設置工事の実務経験を有する者

③　上記２の⑸に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。また、共同企業体にあっては、一人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の施工経験を有すること。

なお、当該経験が各地方農政局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（機械器具設置工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　技術提案が適正であること。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15近総第408号（理）農林水産省近畿農政局長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係がないこと。

⑽　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から近畿農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　工事完成・引き渡し後においても、設備の保守管理について速やかな対応ができる体制が会社組織（同系列会社のサービス組織を含む）として整備されていること。

⑿　次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

③　「加算点」の算出方法は、上記３の⑵の②の技術提案について評価した結果、得られた評価点数の合計値が入札参加者のうち最も高い者に50点を与える。その他の者は、評価点数の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」、「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格。以下「評価値」という。）により行う。

⑤　「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

⑶　落札者の決定方法　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者、かつ、適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②　技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。

③　「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回っていないこと。

⑷　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により行うものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、次の取扱いを行う。

①　工事成績評定点の減点措置

②　違約金の徴収（総合評価落札方式）

⑸　実施上の留意事項

①　提出された技術提案の各項目について、採用となる項目及び採用とならない項目については、競争参加資格の確認結果に併せて通知する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒602―8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　近畿農政局会計課契約係　石川　　努　電話075―451―9161　内線2047

⑵　入札説明書の交付

①　交付期間　平成28年６月27日から平成28年７月26日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時までとする。

②　交付方法　入札説明書の交付は電子入札システムにより行う。書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を下記４の⑵の③の交付場所へ申し込むこと。この場合、入札説明書の交付は無料とするが、ＣＤ―Ｒによる交換配布とするため、交付希望者は空のＣＤ―Ｒ（700ＭＢ、48倍速）を持参するものとする。

③　交付場所　〒602―8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　近畿農政局農村振興部設計課技術審査第１係　井上　公輔　電話075―451―9161　内線2519